

「奈良県食品衛生法施行条例の改正(案)」 に対する意見募集の結果について

1 意見募集の概要

募集期間 平成20年12月25日(木)～平成21年1月16日(金)

2 意見の提出状況

提出数 1件

提出項目 1項目

該当箇所	意見の概要	県の考え方
第3条第1項イ(オ) 「作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講じた場合はこの限りでない。」	「作業場の窓及び出入口は、開放しない」のが大原則であり、改正(案)では、開放を容認するかのような表現になっており、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」第2、2、(5)との整合性に欠けるのではないか。	県としましては、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」と同様の意味と解釈していましたが、誤解を招く表現ですので、ガイドラインの表記に修正することといたします。

3 公表の概要

公表期間 平成21年3月10日(火)～平成21年4月9日(木)

4 問い合わせ先

奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課食品安全推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30 電話 : 0742-27-8681

F A X : 0742-22-0300